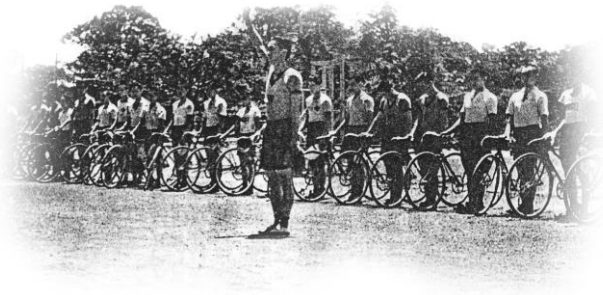




Japan Intercollegiate Cycling Federation

日本学生自転車競技連盟 沿革・組織・憲章・規程

Ver.22. 2025.05.04版



全日本大学対抗選手権自転車競技大会 創立記念大会

1936年10月24日 陸軍戸山学校大運動場

創立昭和11年 Since 1936

日本学生自転車競技連盟

Japan Intercollegiate Cycling Federation

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号

ジャパンスポーツオリンピックスクエア408

Room 408-2, JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

4-2, KASUMIGAOKA-CHO, SHINJYUKU-KU, TOKYO 160-0013 JAPAN

Facsimile: +80-(3)-6804-2329

Website : <https://jicf.info>

E-mail : jicf@remus.dti.ne.jp



日本学生自転車競技連盟および関連団体沿革

自転車は発明された当初、貴族の遊具という性格が強かったが、空気入りゴムタイヤの発明と自転車への適用以後、競技スポーツとしての自転車競技が盛んになっていった。自転車競技は1896年にアテネで行われた第一回近代オリンピックから正式種目として採用されている百年以上の歴史をもつ伝統的スポーツである。日本では、昭和15年の幻の東京オリンピック（第二次世界大戦で中止）にむけ、競技団体の組織が図られることとなり、当時アマチュアスポーツの中心であった大学スポーツを軸として強化体制が整備されることとなった。こうした中で昭和11年に日本学生自転車競技連盟が設立された。当時、大学のみならず旧制高等学校も含めた組織であったことから、シンボルマークとして Student Cycling の略称である「SC」が用いられるようになった。

1896年 明治29年	近代オリンピック第一回アテネ大会開催 自転車競技が正式種目として採用される
1897年 明治30年	東京上野不忍池公園周辺にて日本初の本格的ロードレースが開催される
1900年 明治33年	世界自転車競技連合（UCI）創立
1908年 明治41年	東京輪士会設立
1917年 大正6年	第三回極東選手権で池田清治郎（慶應義塾大）が優勝
1934年 昭和9年	日本サイクル連盟創立
1936年 昭和11年	日本学生自転車競技連盟が5校にて設立される 6月27日、早稲田大・慶應義塾大・立教大・明治大・東京商科大（現一橋大） 日本サイクル連盟とともに、日本自転車競技連盟結成 10月24日 全日本大学対抗選手権大会開催
1942年 昭和17年	日本満州対抗国際大会に重政氏（立教）が参加
1943年 昭和18年	大日本学生体育振興会設立、吸収される
1947年 昭和22年	立教・法政により日本学生自転車競技連盟再興
1948年 昭和23年	自転車競技法成立、競輪が開始される
1949年 昭和24年	第一回東京-小田原間大学対抗チームロードレース開催 昭和31年まで継続
1950年 昭和25年	戦後インカレ復活開催（第6回大会）、現在も継続中
1951年 昭和26年	第1回アジア大会がインドで開催され、三種目優勝 杉原（立教）、立入（法政）、富岡（日大）
1957年 昭和32年	第一回東京-大阪間全日本学生自転車ロードレース大会開催 昭和34年まで継続
1958年 昭和33年	学生委員長中心体制からOBを運営基盤へ体制移行
1960年 昭和35年	第一回全日本学生個人選手権自転車競技大会開催 第5回までロード大会、第6回以降現在までトラック大会
1962年 昭和37年	第一回全日本学生選手権チームタイムトライアル開催 現在も継続中
1964年 昭和39年	東京オリンピックに代表選手多数輩出

1966 年 昭和 4 1 年	第一回全本学生タンデム選手権自転車競技大会開催 昭和 4 9 年より全日本学生選手権自転車競技大会に併合
1968 年 昭和 4 3 年	ウルグアイ世界選手権でタンデムスプリント三位 斑目隆雄（日大）、井上三次（法政）
1984 年 昭和 5 9 年	ロサンゼルス・オリンピック スプリント三位 坂本勉（日大）
1985 年 昭和 6 0 年	第一回全本学生選手権個人ロードレース大会開催 現在も継続中
1988 年 昭和 6 3 年	ソウルオリンピックに小島敬二（日大）、豊岡弘（早稲田）らが参加
1990 年 平成 2 年	前橋・宇都宮で東洋初の自転車世界選手権開催される
1995 年 平成 7 年	第一回日韓学生親善交流試合開催（ソウル） UCI にてプロ・アマチュア統合、日本アマチュア自転車競技連盟と 日本プロフェッショナル自転車競技連盟が合同
1999 年 平成 1 1 年	第一回全本学生選手権クリテリウム大会開催、現在も継続中 第一回修善寺カップ女子 R&T 大会開催、現在も継続中 第一回門田杯 U23 ロードレース大会開催、 現ロードレース・カップ・シリーズに発展的解消 第一回欧州派遣事業開始,2018 年まで 20 年間実施
2006 年 平成 1 8 年	日本学生自転車競技連盟創立 7 0 周年を迎える
2007 年 平成 1 9 年	第一回明治神宮外苑学生自転車クリテリウム大会開催
2006 年(ベルギー)・2008 年(オランダ)	世界大学選手権自転車競技大会参加
2008 年 平成 2 0 年	北京オリンピックに現役学生選手参加
2011 年 平成 2 3 年	夏期ユニバーシアード大会参加、2 種目で銅メダル獲得
2012 年 平成 2 4 年	ロンドンオリンピックに現役学生選手参加
2014 年 平成 2 6 年	世界大学選手権自転車競技大会（ポーランド）参加
2015 年 平成 2 7 年	アジア大学選手権自転車競技大会（韓国）参加、クリテリウム総合 1 位
2016 年 平成 2 8 年	アジア選手権自転車競技大会（日本）オムニウム優勝等、現役選手が活躍 創立 8 0 周年を迎える
2020 年 令和 2 年	UCI トラック世界選手権女子オムニウムで梶原悠未（筑波大院）が優勝
2021 年 令和 3 年	オリンピック女子オムニウムで梶原悠未（筑波大院）が 2 位
2024 年 令和 6 年	パリオリンピックに現役学生選手参加
2025 年 令和 7 年 4 月現在	加盟校数 47 校、登記選手数 495 名

日本学生自転車競技連盟役員

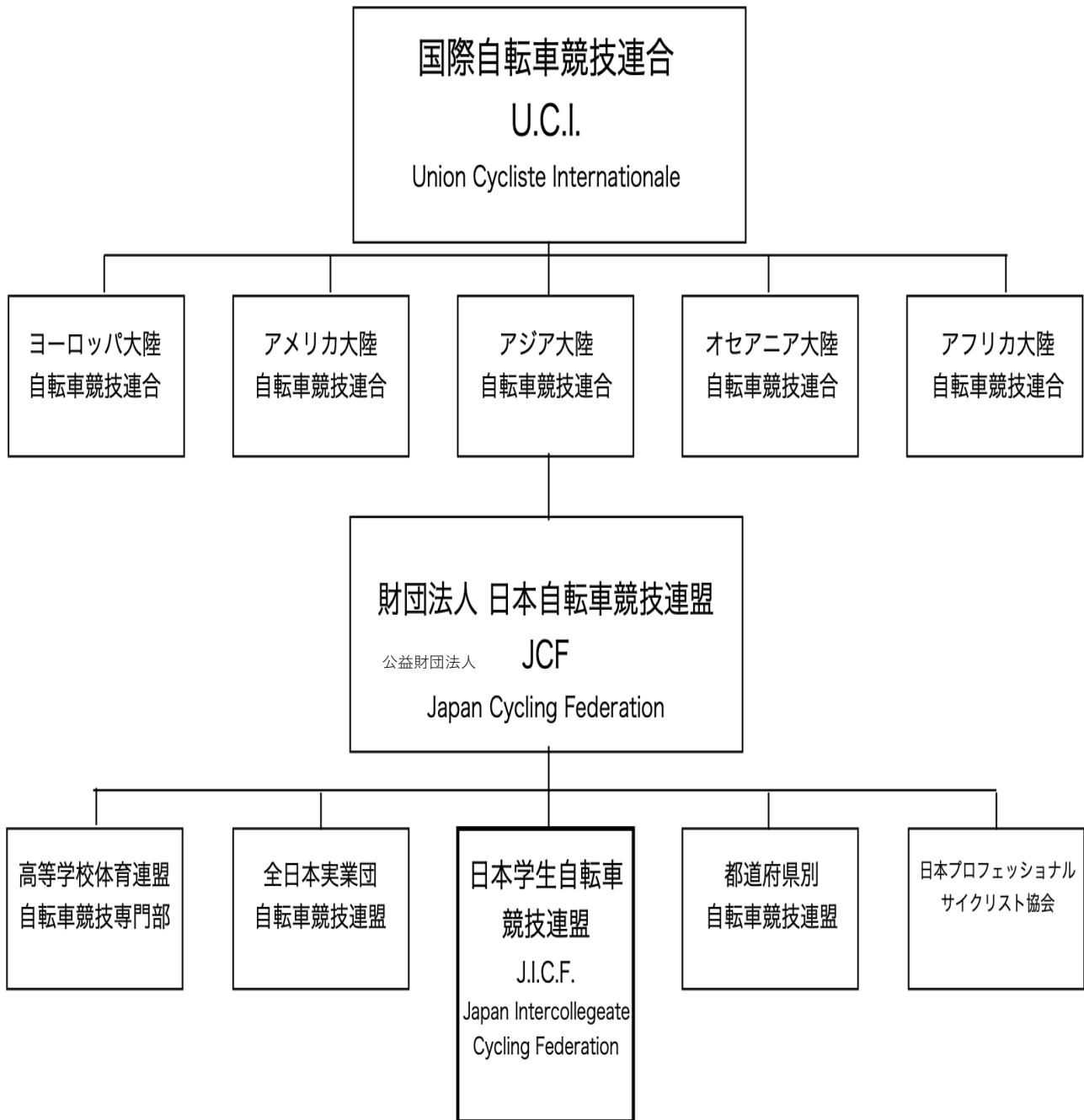
会 長	村岡 功			
顧 問	岡本 雄作	佐々木一也		
副会長	井関 康正			
理事長	松倉 信裕			
専務理事	武田 彰			
常務理事	森川 和之	三宅秀一郎	古川 利勝	
	石井 洋	玉木 伸雄	西沢 倭義	
	窪 翼	古賀 岳文		
理 事	倉田 達樹	中川 敏彦	長谷川哲也	
	本間 滋	宇佐美 祥	池内 直人	
	市川 雅敏	高橋 秀作	井上 由大	
	我妻 敏	増子 智大	渡辺耕三郎	
	高島 豪	山田 舞	塩原 正長	
	金子 博文	大島 環	植田 瑞貴	
	井上 武夫	久保 康一	児玉 岳史	
	沼部早紀子	辻本 尚希	黒川 剛	
	山口 大貴	西山 哲成	高橋 翔太	
	足立 一真	瀧浪 勝弥	岡田 将太	
	三浦 拓郎	松村 拓紀	岩間 光輝	
	神戸 逸史	鈴木 俊保		
	古川 利勝	森川 和之		
	西島 良男	傳野龍太郎	白石 規哲	
会計担当理事				
監 事				
総務企画委員会				
委員長	古賀 岳文	副委員長	中川 敏彦	石井 洋
委員	古川 利勝	倉田 達樹	田口真一郎	
	三浦 拓郎	西沢 倭義	藤井 壽	
	増子 智大	蛭川 滉太		
審判委員会				
委員長	森川 和之			
副委員長	荒井 純一	古賀 岳文	古田 雅拓	
委員	大島 環	平松 竜司	岸本 直樹	
	岩間 光輝	植田 瑞貴	足立 一真	
強化普及委員会				
委員長	三宅秀一郎	副委員長	我妻 敏	
委員	児玉 岳史	塩原 正長	窪 翼	
	西沢 倭義			
広報委員会				
委員長	古田 雅拓	副委員長	我妻 敏	宇佐美 祥
委員	藤原 康弘	井上 武夫	十時 隆櫻	
	深井 文浩	村田 隆宣	本間 滋	
	辻本 尚希	山田 舞	小島 和真	
安全・医事委員会				
顧問	橋都 浩平			
委員長	古賀 岳文	副委員長	瀧浪 勝弥	古川 利勝
委員	中川 敏彦	古田 雅拓	玉木 伸雄	
	西山 哲成	高橋 翔太	蛭川 滉太	

学生委員会
委員長
委員

江澤 翼
菅野芙由子
小針 惟捺
齋藤 理子
鈴木 創太

副委員長 小野木さくら
西野菜々子 中根大宝
松本 昂汰 西川 優太
片山 国拓 香西 玲良

競技団体組織概念図



加盟校一覧 2024年4月26日現在

() は過去に登録のあった大学

---東日本地区---	(松本大学)
北海道大学	(長野大学)
八戸学院大学	
東北学院大学	---西日本地区---
(仙台大学)	(金沢大学)
(山形大学)	北陸大学
(東北芸術工科大学)	朝日大学
筑波大学	愛知大学
作新学院大学	中京大学
(高崎経済大学)	(南山大学)
順天堂大学	(皇學館大学)
学習院大学	三重大学
慶應義塾大学	京都大学
駒澤大学	京都産業大学
(成蹊大学)	同志社大学
(大東文化大学)	明治国際医療大学
中央大学	立命館大学
東京大学	龍谷大学
東京科学大学	大阪大学
東邦大学	大阪経済大学
東洋大学	(大阪工業大学)
日本大学	大阪産業大学
(一橋大学)	(大阪医科薬科大学)
法政大学	関西大学
明治大学	(神戸大学)
明星大学	(関西学院大学)
立教大学	島根大学
早稲田大学	(岡山大学)
東京都市大学	近畿大学
(神奈川工科大学)	徳島大学
湘南工科大学	(愛媛大学)
東海大学	(福岡大学)
日本体育大学	久留米大学
(防衛大学校)	鹿屋体育大学
新潟大学	
新潟食料農業大学	
(山梨学院大学)	
信州大学	

日本学生自転車競技連盟憲章・各種規程

1937.6 制定、1938.12 改定、1948.4 改定、1950.3 改定、1964.4 改定、1969.1 改定、1994.4 改定、1996.4 改定、1999.3 改定、2003.3 総務企画・審判委員会規定第4条改定、2005.3 憲章第13条2改定 2010.6 憲章第13条2改定、2012.6 憲章第2,5,7条、副則第1条改定、2020.6 憲章19,20,21,27条に電磁的遠隔会議出席を付記改訂

日本学生自転車競技連盟 憲章

第1章 総則

第1条 (名称)

本連盟は日本学生自転車競技連盟と称し、国際関係においては JAPAN INTERCOLLEGIATE CYCLING FEDERATION と称する。

第2条 (目的)

本連盟は日本国における大学、高等専門学校および大学の学生自転車競技界を統括代表して日本自転車競技連盟に加盟するとともに、学生自転車競技の健全なる発展を図り、併せて加盟校および学生競技者の親睦友好を深めることを目的とする。(2012年6月改訂)

第3条 (事業)

本連盟は前条の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 日本学生自転車競技に関する建議ならびに諸計画を立案実施し、その技術を指導する
- 2 全日本大学対抗選手権自転車競技大会の開催
- 3 全日本学生選手権自転車競技大会の開催
- 4 世界自転車競技連合 (UCI) の管轄する自転車競技全種目に関する全日本学生選手権大会の開催
- 5 国際学生自転車競技会の開催および参加
- 6 全日本学生自転車競技記録、ランキングの認定
- 7 全日本学生自転車競技に関する表彰を行うこと
- 8 全日本学生自転車競技の規則の制定、並びに学生自転車競技会の認定
- 9 日本学生自転車競技に関する出版物並びに機関紙の発行、各種メディアを通じた広報活動
- 10 学生自転車競技の競技力向上・普及に関すること
- 10 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

(2017年3月改訂)

第4条 (本部および事務局)

本連盟の本部および事務局は東京に置く。

第5条 (組織)

本連盟は文部科学省の認可した大学、高等専門学校および法律により設置された学位取得可能な大学の自転車競技団体(以下、単に「加盟校」という)およびその卒業者を以って組織する。

2 上記の加盟校は地域ごとにその地域内に所在する加盟校が連合して地域連盟を設けることができる。地域連盟はその協議により目的、事業、役員、財務に関する規約を定め、本連盟の承認を得なければならない。(2012年6月改訂)

第2章 役員・評議員・専門委員および職員

第6条 (役員)

本連盟に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名

2 前項に定めるほか、会長は評議員会の承認を得て名誉会長・顧問および参与を推薦することができる。

第7条 (会長・副会長)

会長は加盟校の部長等の中から評議員会の決議により推薦し、副会長は加盟校の卒業生または学識経験者の中から評議員会の決議により推薦する。(2012年6月改訂)

- 2 会長は本連盟を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理する。
- 4 会長および副会長は理事および評議員たる資格を保有する。

第8条 (理事)

理事は評議員会の決議により会長が委嘱する。

- 2 理事は本連盟の会務を処理する。
- 3 理事は互選により理事長1名を定め、他に専務理事1名および常務理事若干名を置く。
- 4 理事長は理事会を統括代表し、理事会を招集して会務の運行を図る他、事務局長を指揮して一般事務についてその責に任ずる。
- 5 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは代理する。
- 6 常務理事は常務を処理する。常務理事の中1名は会計を担当する。
- 7 会計は2名とし、資産管理ならびに会計事務を処理する。

第9条 (監事)

監事は評議員会の決議により会長が委嘱する。

- 2 監事は本連盟の事務および会計を監査する。

第10条 (評議員)

評議員は各加盟校の学生代表委員、卒業生および加盟校の部長・監督・コーチならびにその経験者を以ってこれにあて、本連盟の評議員会に出席し、その議決権を行使することができる。(200603改訂)

第11条 (専門委員)

専門委員は理事会が推薦した者の中から会長が委嘱し、理事長に直属して専門事項を処理する。

第12条 (顧問および参与)

顧問および参与は学生自転車競技界の功労者ならびに学識経験者の中から評議員会の承認を得て会長がこれを推薦し、本連盟の最高諮問機関とする。

第13条 (役員の任期)

役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。役員に欠員が生じたときは補欠による役員を選び、その任期は前任者の残任期間とする。

2 理事・役員は、就任時において、その年齢が75歳未満でなければならない。任期期間中においてその年齢を迎えた者は、その任期期間は役員として在任するものとする。但し、会長・副会長・監事はその限りではない。(201906改訂)

第14条 (事務局)

事務局は学生代表委員会が兼務し、事務一般を処理する。

- 2 事務局には事務局長1名、書記若干名を置く。
- 3 事務局長は学生代表委員長が、書記は学生代表書記がそれぞれ兼務する。
- 4 事務局には必要に応じて嘱託を置くことができる。

第3章 会議

第15条 (会議の種類)

本連盟に下記の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会
- (3) 常務理事会
- (4) 学生代表委員会
- (5) その他の会議

第16条 (評議員会)

評議員会は本連盟の最高議決機関とし、附議される事項は下記のとおりである。

- (1) 予算および決算
- (2) 事業計画および事業報告
- (3) 役員の承認または決定
- (4) 本連盟を代表して参加する競技会における代表選手ならびに役員の決定
- (5) 憲章および競技規則の改正
- (6) その他の重要事項

第17条 (定時および臨時評議員会)

本連盟の定時評議員会は毎年、原則として3月中と6月中の2回開く。

2 理事会がその必要を認めるとき、または評議員数の3分の1以上の者から要求された時には、臨時評議員会を開かなければならない。

第18条 (評議員会の招集)

評議員会は会長がこれを招集する。

第19条 (評議員会の議事)

評議員会は第27条の場合を除き、評議員の3分の1以上(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の出席によって成立する。

- 2 評議員会の議事は、出席評議員(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の過半数で決定する。
- 3 評議員会は議長1名、副議長1名を互選する。

第20条 (理事会)

理事会は必要に応じて理事長が招集し、評議員会から附託された諸事項について審議し、これを執行する。

2 理事会は理事の2分の1以上の出席(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)によって成立し、議事は出席理事(委任状を含む)の過半数で決定する。

第21条 (常務理事会)

常務理事会は必要に応じて理事長が招集し、理事会から附託された諸事項について審議する。

2 常務理事会は常務理事の2分の1以上の出席(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)によって成立し、議事は出席常務理事(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の過半数で決定する。

第22条 (学生代表委員会)

学生代表委員会は理事長の承認を得て学生代表委員長が招集し、加盟校間における会務を処理する。

2 学生代表委員会は加盟校の学生代表委員を以って構成し、その2分の1以上の出席(委任状を含む)によって成立し、議事は出席学生代表委員(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の過半数で決定する。

第23条 (その他の会議)

審査委員会は会長が、専門委員会およびその他の会議は理事長がそれぞれ必要に応じて招集する。

第4章 会計

第24条 (経費)

本連盟の経費は下記のものでまかなわれる。

- (1) 加盟会費
- (2) 評議員会費
- (3) 事業収入
- (4) 寄付金または補助金
- (5) その他の収入

第25条 (会計年度)

本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

第5章 賛助会員

第26条 (賛助会員)

この憲章の目的および事業の主旨に賛同する者は、理事会の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 詳細は、別に定める。(2007年3月10日改訂)

第6章 附則

第27条 (憲章の変更)

本連盟は評議員の2分の1以上(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の出席によって成立する評議員会で出席評議員(電磁的方法による遠隔出席者および委任状を含む)の3分の2以上の賛成があれば本憲章を変更することができる。

第28条 (副則)

本憲章の施行について必要な事項に関する副則は別に定める。

日本学生自転車競技連盟 憲章 副則

第1章 総則

第1条 (加盟)

本連盟に加盟する大学、高等専門学校または大学校は、本連盟憲章を遵守することを誓約し、別に定める加盟申込書に学校名・所在地・代表者氏名（その学校の自転車競技団体の部長）・役員名を記入し、理事会が定める加盟申込金と会費を添えて提出しなければならない。（2012年6月改訂）

2 本連盟への加盟は各学校から男・女各1団体の2団体に限る。

第2条 (加盟の承認)

加盟の承認は理事会において行われる。

第3条 (加盟校の手続)

加盟した学校は、別に定める登記用紙により毎年4月末日までに各学校の役員名簿および学生競技者の登記を行わなければならない。

第4条 (加盟校の義務)

加盟校は理事会が定める会費を毎年5月末日までに納付しなければならない。

第5条 (学生代表委員)

本連盟に加盟した学校は学生代表委員3名以内を定め、その住所・氏名を毎年4月末日までに提出しなければならない。

2 学生代表委員は互選により学生代表委員長1名、同副委員長2名および同書記若干名を選出する。

3 学生代表委員長は学生代表委員会を統轄する。

4 学生代表委員長・副委員長および書記は評議員会に出席し議決権を行使することができる。ただし、評議員会費の納入は必要としない。

第6条 (評議員)

加盟校の卒業者はその学校または卒業者組織の推薦により評議員の資格を得るものとし、議決権が与えられる。評議員は、理事会が定める評議員会費を毎年5月末日までに納付しなければならない。

第7条 (理事) 加盟校は登録した評議員5名につき1名の理事を評議員会に推薦することができる。（2024年3月16日改訂）

第2章 役員

第8条 (資格の喪失)

役員は学識経験者たる副会長および顧問、参与を除き、その所属する学校が本連盟より除名されたとき、または本人が所属する学校との関係を失ったときは、役員の資格を失う。

第3章 学生競技者

第9条 (学生競技者)

本連盟に登録する競技者は、日本自転車競技連盟の登録競技者で、学生精神に基づき自転車競技を愛好する者をいう。

第10条 (登記の追加申請)

加盟した学校の競技者登記の追加申請は、競技会開催の少なくとも1ヶ月前に行わなければならない。競技者資格については、参加申込みを行った学校の責任とする。

第11条 (禁止事項)

同一の競技者は同時に2つの加盟校に登録することはできない。

2 競技者が学籍を変更したときは、登記してある加盟校にその旨を文書を以て申し出る。その加盟校は直ちにその旨を本連盟および移籍先の加盟校に通知しなければならない。

3 原則として、学生競技者としての資格は通算4ヶ年を超えることはできない。

第12条 (資格の喪失)

日本学生自転車競技連盟および日本自転車競技連盟の資格喪失に関する諸規定に違反した者は学生競技者としての資格を失う。

2 第8条による競技者でない者および前項に抵触する者、または第12条4項によって再び学生競技者としての資格が認められない者は本連盟の主催する競技会に参加する資格がない。

第4章 罰則

第13条 (審査委員会)

加盟校および役員、評議員、専門委員が本連盟憲章および各種規定を履行しない場合、または違反したときは、会長の指名による審査委員会を組織し、その審査報告に基づき評議員会の議決を経て、警告、議決権停止、または除名を行うことができる。

2 議決権停止および除名に対する解除についても前項に準じ、評議員会の議決を経て行われる。

3 学生代表委員および学生競技者の各種規定違反に関する事は、すべて審査委員会が審査決定し、理事会の承認を得る。

4 学生代表委員および学生競技者の各種規定違反に関する罰則の解除は、すべて審査委員会が審査決定し、理事会の承認を得る。

日本学生自転車競技連盟 賛助会員規程

- 第1条 日本学生自転車競技連盟憲章第26条の規定による賛助会員は、本規程の定めによる。
第2条 会員は、会員証を受けることができる。
第3条 会費は、年額5,000円を1口とし、個人会員にあっては1口以上・法人会員にあっては10口以上とする。
第4条 10口以上の賛助会員は、本連盟が主催かつ主管する大会の大会プログラムに会員名称が表示される。

日本学生自転車競技連盟・チーム・ユニフォームに関する規程

(2002年12月7日理事会承認)

目的：日本学生自転車競技連盟(以下、学連という)に加盟の各チームのアイデンティティでもあるユニフォームを定義し、登録手続きを明確化する。

1. アイデンティティ
競技中に着用するジャージ/パンツは、学連にあらかじめ登録したものでなければならない。
基本的色彩はスクールカラーを基調とする
デザインはトラックとロードによって異なってもよいが、バリエーションと認められる範囲にとどめる。
デザインを変更する場合、古いデザインのユニフォームの併用もみとめるが、
1シーズン中には2種類を超えるデザインは認められない。
また、チーム・パーシュート、チーム・スプリント等のチーム競技に参加する場合は、
同一のデザインのユニフォームを着用しなければならない。
その学校を特定することができる、学校名、その略称、頭文字などを日本語、ローマ字等で表現できる。
学校のロゴをつけることができる。
基本的に同一と判断できる色彩、配色であれば、ロゴや頭文字の位置に多少の違いがあっても、
同一のデザインとみなす。
基本的に同一と判断できる色彩、配色であれば、半袖/長袖の差があっても、同一のデザインとみなす。
2. 登録方法・登録の有効期限
学連事務局に、使用する競技シーズンの前年12月中に、競技用ジャージ/パンツの前面、後面、側面の
デザインが明示された図または写真を規定の用紙を用いて、2部提出することにより登録する。
トラック用/ロード用をそれぞれ登録することができる。
登録にあたり、学連事務局は受付年月日を付して台帳に整理する。
登録の有効期限は4競技シーズンとする。有効期限を過ぎた場合は、当該チームより新しく登録申請を
するか、当該チームの申し出によって登録台帳の日付を更新することにより継続登録ができる。
トラック用あるいはロード用を、それぞれ登録することができる。異なるデザインの追加登録により、
3種類目が登録された際は、自動的にもっとも古いものは登録削除となる。
3. 広告
広告を競技規則の範囲内でつけることができる。
ただし、広告に用いる文字の大きさは学校名を示す文字より大きくないこととする。
広告は、トラック/ロード、年度によって異なってよい。
個人ごとに異なる広告は認めない。
4. ウォーム・アップ・スーツ、ウインド・ブレーカ等
基本的に、競技用ジャージ/パンツに準じるが、異なる色彩でもかまわない。
但し競技中に着用するウインド・ブレーカ、雨具等は競技用ジャージと同様のデザインでなければならない。
5. チャンピオン・ジャージ
学連の各種目チャンピオン・ジャージに、それを授与された日の翌日以降、学校名、略称、ロゴをつけること
ができる。さらに、チーム・ユニフォームと同様の広告を付けることができる。
ただし、この学校名、広告等の範囲はJCF規則第8条(4)の国内選手権保持者のジャージに準じる。

日本学生自転車競技連盟 総務企画委員会規程

- 第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であつて「総務企画委員会」と称する。
- 第2条 本委員会は、学連の普及発展を図るため、総務・企画に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。
- 第3条 本委員会は、学連常務理事、理事、評議員、および理事会が特に必要と認めた者より選出された者を以つて組織し、下記活動を行う。
- (1) 学連憲章第3条による諸事業に関する必要な事項
 - (2) 諸事業実施に際しての準備、協力に関すること
 - (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。
- 第5条 本委員会は、必要に応じて「部会」を設けることが出来る。部会員は、本委員会、および理事長が必要と認めた者を以つて組織する。
- 第6条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第7条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会および部会を招集する。

日本学生自転車競技連盟憲章 審判委員会規定

- 第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であつて「審判委員会」と称する。
- 第2条 本委員会は、学連が主催する競技会の審判業務全般について、公正かつ円滑なる運営を図ることを目的とする。
- 第3条 本委員会は、学連常務理事、理事、評議員、および理事会が特に必要と認めた者より選出された者を以つて組織し、下記活動を行う。
- (1) 審判員の登録・更新
 - (2) 審判員の知識・技術の向上を図るための研修会等の企画・運営
 - (3) 審判執務体制の整備・確立
 - (4) 学連が主催する競技会の審判業務
 - (5) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。
- 第5条 本委員会は、必要に応じて「部会」を設けることが出来る。部会員は、（公財）日本自転車競技連盟公認審判員資格を有する学連理事、評議員及び理事長が必要と認めた者を以つて組織する。
- 第6条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第7条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会および部会を招集する。

日本学生自転車競技連盟 強化普及委員会規程

- 第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であつて「強化普及委員会」と称する。
- 第2条 本委員会は、強化普及に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。
- 第3条 本委員会は、本連盟常務理事、理事、評議員、および理事会が特に必要と認めた者より選出された者を以つて組織し、下記活動を行う。
- (1) 選手の強化・育成・普及・啓蒙に関する事項
 - (2) チーム指導者の育成・研修・資質向上に関する事項
 - (3) 本連盟代表選手・代表チームの選出・編成・派遣に関する事項
 - (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。
- 第5条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。
- 第6条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会を招集する。

日本学生自転車競技連盟 広報委員会規程

- 第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であつて「広報委員会」と称する。
- 第2条 本委員会は、広報に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。
- 第3条 本委員会は、本連盟常務理事、理事、評議員、および理事会が特に必要と認めた者より選出された者を以つて組織し、下記活動を行う。
- (1) 本連盟およびその主催事業、加盟校・登録選手の活躍等の広報に関する事項
 - (2) 本連盟の知名度向上、広報活動の技術・伝達力向上に関する事項
 - (3) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 委員長は理事長が指名し、副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会の、任期は2年とし、重任を妨げない。

第6条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会を招集する。

(令和元年6月制改定)

日本学生自転車競技連盟 安全・医事委員会規程

第1条 本委員会は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）憲章第11条の規定による専門委員会であって「安全・医事委員会」と称する。

第2条 本委員会は、安全・医事（救護・感染対策等）に関する必要な事項を審議・実施することを目的とする。

第3条 本委員会は、本連盟常務理事、理事、評議員、学生委員会委員長・副委員長および理事会が特に必要と認められた者より選出された者を以って組織し、下記活動を行う。

- (1) 本連盟主催事業における感染対策に関する事項
- (2) その他、本委員会の目的達成のために必要な事項

第4条 委員長は理事長が指名し、顧問・副委員長・委員は理事長・委員長が協議のうえ選任する。

第5条 本委員会の、任期は2年とし、再任を妨げない。

第6条 理事長は、委員長と合議のうえ、必要に応じ、委員会を招集する。

(令和2年7月制定)

(令和5年4月改定)

日本学生自転車競技連盟 旅費（宿泊、日当、謝礼含）規程

第1条 この規定は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）関係者が学連主催大会に参加する場合、学連主催講習会・研修会講師を務める場合、またはこれに準ずる場合の旅費、宿泊費、日当、および謝礼について定める。

第2条 旅程は、発着時間の最も合理的な順路によるものとし、日程は業務上必要な最小の日数とする。

第3条 旅費は原則、現住所の最寄駅より目的地迄とし、詳細はその都度、執行部にて決定する。

第4条 宿泊費は1泊、15,000円を上限とし、実費を支給する。ただし、学連にて確保、斡旋する場合はこの限りではない。

第5条 日当は大会参加の実質日数により1日当たり、3,000円を上限として支給する。

第6条 謝礼は講習会・研修会（以下「講習等」という）講師等を務める場合に、1日当たり8,000円を上限として支給する。半日以内の講習等においては4,000円を上限として支給する。謝礼には講習会等の資料作成等準備分も含むものとする。他団体との合同実施講習会等事情ある場合は、適宜調整することがある。

第7条 この規定程に定めのない事項は、その都度、執行部にて決定する。

(令和5年4月改定)

日本学生自転車競技連盟 慶弔規定

第1条 この規定は、日本学生自転車競技連盟（以下、「学連」という）関係者相互の親交を深めるため、慶弔に対する贈呈は、以下の定めによる。

第2条 この規定の弔慰金はつぎの基準により贈呈する。

役員の死亡 花輪1基および弔慰金、10,000円

第3条 学生登録競技者が国際大会参加の場合、つぎの基準により贈呈する。

1. オリンピック 金 50,000円
2. アジア大会 金 20,000円
3. 世界選手権 金 20,000円
4. アジア選手権 金 10,000円

第4条 この規定のほか、必要と認められる場合は、会長の判断でおこなう。

日本学生自転車競技連盟 事務局規程

第1条 本規定は、事務局の業務全般について円滑なる運営を図ることを目的とする。

第2条 事務局の執務時間は、原則、平日の午後4時30分より午後5時30分迄とし、事務局員の輪番制とする。

第3条 事務局で執務する者は、所定の書類に執務時間および内容を記載し、事務局長を経て理事長に定期的に報告しなければならない。

第4条 事務局で使用できる経費は下記のみとする。

- (1) 一般文房具購入費。
- (2) 通信費 切手・葉書等の購入費。
- (3) 交通費 事務局最寄駅より通学定期使用可能駅迄の実費とする。
- (4) 補食費 1食1000円を上限として執務日数、時間等を勘案し理事長が決定する。
- (5) その他、理事長が必要と認めた経費。

第5条 会計担当者は、事務局長を経て、最低月1回、預金通帳、金銭出納長、領収書類、残金等と共に、会計理事に報告しなければならない。



自転車競技に使用される自転車等の装備については、国際自転車競技連合(UCI)や日本自転車競技連盟(JCF)の競技規則に定めがあり、それらに準拠した道具を使用する必要があります。

他方、ヘルメット着用義務化が学生スポーツに牽引されて発展してきた日本よりも国際規則のほうが遙かに遅かった事例が現実であり、また UCI 規則が主として世界選手権を念頭において制定されているという背景からも、比較的初心者に近い競技者も含む学生スポーツにとって、国際規則だけでは必ずしも充分とは限らない面があります。

こうした面から、本連盟では 2009 年にタンデム自転車に関する基準を定め、またロードレースにおいて使用される自転車については大会特別規則等で都度定めてきたところですが、それらの施策を年間を通して全大会に適用されるルールとして改めて明文化するものです。これらの定めは状況の変化に応じて随時見直されるものとします。

1. ロードレース用機材に関する規程) 集団スタート・タイムトライアルの双方に適用

1-1.公道上を走行可能な装備を義務付ける。ベル、後方反射板もしくは反射テープも必須とする。

(競技中、競技前後の試走・移動時間を含め、常に道路交通法に準拠した自転車を使用すること。反射板などは突起物となって新たな危険を引き起こさぬよう、留意して取り付けること。法令順守は事故のリスクを下げるだけでなく、万が一事故になった場合に自身の法的立場を守ることに役立つことがある)



2. 集団スタート・ロードレース用機材に関する規程

2-1.トップギア時のペダル1回転あたり前進距離を 10.3m 以内に制限する。

(参考:通常 700C ホイール、53*11 で 10.217m. 大集団での降坂時の最高速度を抑制することを企図した試策)

3. クラス3 ロード・タイムトライアルレース用機材に関する規程

3-1.ディスクホイールやタイムトライアル専用バイクの使用,エクステンションバーの取付を禁止する。

4.トラック・レース用機材に関する規程

4-1.ロックリングの設置義務

(後輪ギアの緩みを防ぐロックリングの設置を義務付けます)

4-2.チェーン引き等の設置推奨

(後輪車軸ナットの締付不足時の補助となるチェーン引き,又は同等の機能をもつ装置の設置を推奨します)

4-3.整備不良が原因である事故時の再発走の制限

(ナットの緩みやチューブラータイヤのリムセメント固定不十分など、整備不良が事故(落車や不正スタート等)の原因であることが明らかな場合、安全上の観点からコミッセルの判断により再発走は認められません。)

(スタート時認められる事故(正当な落車・パンク・自転車の重要部分の破損)のみ再スタートが認められます。それ以外のペダル外れ、ホイールの片寄り、スリップなどは認められません。)(2023年8月1日改訂)

5. タンデム用機材に関する運用基準

(後段に記載)

これら器材に関する条項に違反していることがスタート前に発覚した場合は、スタートは拒否されます。またスタート後・フィニッシュ後に違反していることが発覚した場合は、バイクチェックを実施したのち失格を含むペナルティを科されることがあります。

関連する競技規則

UCI 規則から抜粋（これが全てではありませんので、詳細は原文を参照ください）

1.3.001 ライセンス保持者は、自己の装備（付属品等の器材を装着した自転車、ヘルメット、衣服等）の品質や素材またはデザインによって自分自身や他の競技者に危険を及ぼすことがないようにしなければならない。

1.3.001 bis 各ライセンス所持者は彼がロード、トラックおよびシクロクロス競技において使用する器材が、UCI ウェブサイト上で入手できる承認手続きの明細事項に従って UCI により承認されていることを保証しなければならない。

1.3.002 ライセンス所持者が自ら選択した装備を使用したために発生した結果については、UCI は何ら責任を負うものではなく、また、その装備の欠陥もしくは不適合性についても何ら責任を負うものではない。使用する装備は競技開催国で適用される基準のみならず、すべての関連する ISO の自転車 の品質と安全要件(UCI ウェブサイトで公開されている明確化ガイドの説明に参照される)に適合し なければならない。

ライセンス所持者は、製造者によって提供されるように、保証される品質・安全基準により保証され 従っている機材を全くいかなる改造もすることなく使用しなければならない。ライセンス所持者は特にインシデントの場合に、機材に加えられるいかなる改造についても完全に排他的に責任があるものとし、UCI 規則に従って懲戒処分を受けうる。

1.3.003 競技者が競技に参加することができたという事実は決して UCI 側の責任を生むものではない; コミセール、代行者あるいは UCI の組織によって実行される機材の検査は、純粋にスポーツ的および 技術的に必要とする適合性に限られている。必要であれば、チーフ・コミセールあるいは UCI 自体 あるいはその代理人の要請により、レースの前、最中または後に、機材および材料の検査が実施され得る。

その目的において、コミセール、代行者あるいは UCI の組織は再検査のために機材を押収することが できる。必要であれば競技の前、最中または後に機材が競技に使用中であるかに関わりなく これを行なえる。押収した機材が UCI 規則の要件に不適合であることが判明した場合、UCI は関連する懲戒手続き が終了するまでその機材を保持し続けることができる。

UCI 規則および各競技部門のレースインシデント表に従って機材に関する決定を下す権限をコミセ ールが持つほか、UCI が指名する第三者もまた、競技での機材使用の可否を決定する権限を有 する。UCI は、ある競技大会について第三者を指名した場合は必ず、主催者およびコミセール・パ ネルに通知しなければならない。

1.3.012 自転車は全長 185cm 以内、全幅 50cm 以内でなければならない。

タンデム自転車は全長 270cm 以内、全幅 50cm 以内でなければならない。

1.2.082 競技者は最大限の注意を以って行動しなければならない。競技者が原因で発生した事故に関しては自分で責任を負わなければならない。競技者は、レース中の行動において、レース開催国の法律を順守しなければならない。

2.2.023 男子ジュニアと女子ジュニアの競技において、認められる最大ギア比は、ペダル1回転あたりの進行距離 7.93m である。（この条項は2023年1月1日から削除された）

5. タンデム用機材に関する運用基準

学生スポーツにふさわしい競技種目としてのタンデム競技の継承・振興は本連盟の重要な事業である。しかしながら、タンデム自転車は大きく、重く、安全のために大きな強度が要求されるにもかかわらず、現在ではタンデム用に設計された部品を入手することは困難になってきているのである。タンデム競技を維持していくためには、安全への配慮が不可欠であるが、この面については競技者側に責任が課されているとはいえ、本連盟としては彼らがその責任を全うしているか否かを確認する必要があるだろう。その確認の基準として当文書を作成した。ただし、この文書はすべての要素を尽くしたのではなく、完全なものでもない。

仕様の基準

- ・ フレームの材質
フレームの材質はスチール（鋼）とする。
- ・ ホイールの仕様
ホイールは伝統的形狀で金属リムを持つものとする。
リムは十分な強度を確保可能な重量とし、スポークは 36 本以上、その太さは#14・プレーン以上とし、真鍮ニッケル使用のこと。
- ・ チェーン
伸び：10 ピッチあたり 1mm 以下
張り：チェーンの上下振れ幅 32mm 以内
- ・ ねじ類
軽合金製、チタン製のねじ類は使用できない。

点検基準

- ・ シーズン当初整備
シーズン当初に分解点検を含む点検整備を行わなければならない。
フレーム、各シャフト、リムに変形、亀裂がないか確認し、異常がある場合は交換しなければならない。
- ・ 使用前点検・整備
練習・競技の前には、点検整備を行い、各部の変形、亀裂がないことを確認すること。
各部に緩みのないこと、チェーンの張りが基準内であることを確認すること。
タイヤに傷がなく、接着状態が良好で、適正空気圧であることを確認すること。
- ・ 競技大会時点検
競技大会において、各部の変形、亀裂を目視検査する。
各部に緩みのないこと、チェーンの伸び・張りが基準内であることを確認する。
タイヤに傷がなく、接着状態が良好で、適正空気圧であることを確認する。
総重量を計量する。

点検リスト

計測	全長：	全幅：	
	H/B（軸距）：	重量：	
フレーム	製造者：	所有者：	
	製造年：	材質：	
	変形・亀裂の有無：		
前車輪	リム製造社：	リム製品名：	
	ハブ製造社：	ハブ製品名：	
	スポーク本数：	スポーク太さ：	スポーク材質：
	ソルダリングの有無：	変形・亀裂の有無：	
前タイヤ	タイヤ製造社：	タイヤ製品名：	
	キズ・変形の有無：	接着状態：	空気圧：
後車輪	リム製造社：	リム製品名：	
	ハブ製造社：	ハブ製品名：	
	スポーク本数：	スポーク太さ：	スポーク材質：
	ソルダリングの有無：	変形・亀裂の有無：	
後タイヤ	タイヤ製造社：	タイヤ製品名：	
	キズ・変形の有無：	接着状態：	空気圧：
予備車輪	リム製造社：	リム製品名：	
	ハブ製造社：	ハブ製品名：	
	スポーク本数：	スポーク太さ：	スポーク材質：
	ソルダリングの有無：	変形・亀裂の有無：	
予備車輪 タイヤ	タイヤ製造者：	タイヤ製品名：	
	キズ・変形の有無：	接着状態：	空気圧：
連動 チェーン	伸び：	張り：	
	その他：		
駆動 チェーン	伸び：	張り：	
	その他：		
前クランク	緩み・ガタ：	キズ：	
後クランク	緩み・ガタ：	キズ：	
前ペダル	緩み・ガタ：	キズ：	
後ペダル	緩み・ガタ：	キズ：	
ヘッド小物	緩み・ガタ：	キズ：	
ハンドル・ ステム	前・緩み等：	後・緩み等：	
	前・エンドブラグ，テープ：	後・エンドブラグ，テープ：	
サドル・ ピラー	前・緩み等：	後・緩み等：	
	シート・ピン：	シート・ピン：	
その他			